

広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表管理部の部総務課の項中「情報化推進係、委員会係、秘書係、広報係、法務係」を「法務係、情報化推進係、委員会係、秘書係、広報係」に改め、同表教育部の部学校経営課の項中「学校経営課」を「学校経営支援課」に、「管理係、計画推進係、企画定数係」を「学校財務係、教職員定数係」に改め、同項の次に次のように加える。

教育改革推進課 県立学校改革係

第五条の表教育部の部高校教育指導課の項中「管理係」を「企画調整係」に改める。

第六条総務課の項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、同条健康福利課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の公務災害補償に関すること。

第七条学校経営課の項中「学校経営課」を「学校経営支援課」に改め、同項第二号中「設置、廃止、入学定員、通学区域、管理運営に係る予算及び校務運営の」を「管理運営に係る予算並びに校務運営の支援及び」に改め、同項第五号中「指導」を「支援及び指導」に改め、同項の次に次のように加える。

教育改革推進課

一 県立学校の設置、廃止、入学定員及び通学区域に関すること。

二 市町立学校の設置及び廃止等(義務教育指導課の所掌に属するものを除く。)の認可に関すること。

三 教育改革の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

第七条義務教育指導課の項第一号中「市町立学校」を「市町立幼稚園、小学校及び中学校」に、「指導、認可」を「指導」に改め、同条高校教育指導課の項第一号中「ハ及びニ」を「ロ、ニ及びホ」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 芸術文化活動の振興に関する企画及び総合調整に関すること。

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表管理部総務課の項中「、法務室長」を削る。

別表第一号の表第六号中「及び定数管理」を削り、同表第七号の六を削る。

附則

この教育委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。